

○古賀市地域公共交通会議設置要綱

平成19年9月6日

告示第122号

改正 平成20年7月3日告示第108号

平成23年3月30日告示第28号

(設置)

第1条 古賀市において、市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の市内交通利便の増進を図るとともに、古賀市の実情に即した公共交通のあり方について協議するため、古賀市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 古賀市の実情に即した乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関すること。
- (2) 古賀市民の生活に必要な公共交通のあり方に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 古賀市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の構成員
- (5) 古賀市内に住所を有する者
- (6) 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用車の運転者が組織する団体の構成員
- (8) その他市長が必要と認める者

(改正(平20告示第108号))

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議結果の取り扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(改正(平23告示第28号))

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月3日告示第108号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第28号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。